

機能強化加算について

かかりつけ医機能を有する医療機関として、次のような取り組みを行っています。お気軽にご相談ください。

- 患者さんが受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともに診療録に記載しています。
- 必要に応じて、専門医師または専門医療機関への紹介を行います。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 保健・福祉サービスに係る相談に応じます。
- 訪問診療を行っている患者さんに対して、夜間・休日の問い合わせの対応を行います。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページでかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

社会医療法人恒貴会 大和クリニック